別紙

特別養護老人ホーム ビハーラ横手 ご利用料金表（令和6年6月１日改定）

介護報酬内容			基本単位	日常生活継続支援加算	夜勤職員配置加算	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	栄養マネジメント体制強化加算
小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）	従来型個室（一人部屋）	要介護度	単位/日					
		要介護 1	694	36	13	4	8	11
		要介護 2	762					
		要介護 3	835					
		要介護 4	903					
		要介護 5	968					
小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）	多床室（二人部屋）	要介護度	単位/日					
		要介護 1	694	36	13	4	8	11
		要介護 2	762					
		要介護 3	835					
		要介護 4	903					
		要介護 5	968					

要介護度	第4段階以上 31日計算（円）（市民税世帯非課税の方）						第3段階 31日計算（円）（市民税世帯非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が①年額80万円を超え120万円以下の方、②年額120万円を超える方）				
	①介護給付サービス利用料（単位）	②介護職員等処遇改善加算（単位）	居住費＋食費	1割負担合計金額（円）	2割負担合計金額（円）	3割負担合計金額（円）	介護給付サービス利用料、介護職員等処遇改善加算の合算（①+②）	居住費＋食費（①の方）	合計金額	居住費＋食費（②の方）	合計金額
要介護 1	23,746	3,324	=(1171*31) +(1445*31)	108,166	135,237	162,307	27,070	=(820*31) +(650*31)	72,640	=(820*31) +(1360*31)	94,650
要介護 2	25,854	3,620		110,570	140,043	169,517	29,474		75,044		97,054
要介護 3	28,117	3,936		113,149	145,203	177,256	32,053		77,623		99,633
要介護 4	30,225	4,232		115,553	150,009	184,466	34,457		80,027		102,037
要介護 5	32,240	4,514		117,850	154,603	191,357	36,754		82,324		104,334
要介護度	①介護給付サービス利用料（単位）	②介護職員処遇改善加算（単位）	居住費＋食費	1割負担合計金額（円）	2割負担合計金額（円）	3割負担合計金額（円）	介護給付サービス利用料、介護職員等処遇改善加算の合算（①+②）	居住費＋食費（①の方）	合計金額	居住費＋食費（②の方）	合計金額
要介護 1	23,746	3,324	=(855*31) +(1445*31)	98,370	125,441	152,511	27,070	=(370*31) +(650*31)	58,690	=(370*31) +(1360*31)	80,700
要介護 2	25,854	3,620		100,774	130,247	159,721	29,474		61,094		83,104
要介護 3	28,117	3,936		103,353	135,407	167,460	32,053		63,673		85,683
要介護 4	30,225	4,232		105,757	140,213	174,670	34,457		66,077		88,087
要介護 5	32,240	4,514		108,054	144,807	181,561	36,754		68,374		90,384

要介護度	第2段階 31日計算（円）（市民税世帯非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が年額80万円以下の方）			第1段階 31日計算（円）（老齢福祉年金受給者の方、生活保護受給者の方）		
	介護給付サービス利用料、介護職員等処遇改善加算の合算（①+②）	居住費＋食費	合計金額	介護給付サービス利用料、介護職員等処遇改善加算の合算（①+②）	居住費＋食費	合計金額
要介護 1	27,070	=(420*31) +(390*31)	52,180	27,070	19,220 =(320*31) +(300*31)	46,290
要介護 2	29,474		54,584	29,474		48,694
要介護 3	32,053		57,163	32,053		51,273
要介護 4	34,457		59,567	34,457		53,677
要介護 5	36,754		61,864	36,754		55,974
要介護度	介護給付サービス利用料、介護職員等処遇改善加算の合算（①+②）	居住費＋食費	合計金額	介護給付サービス利用料、介護職員等処遇改善加算の合算（①+②）	居住費＋食費	合計金額
要介護 1	27,070	=(370*31) +(390*31)	50,630	27,070	9,300 =(0*31) +(300*31)	36,370
要介護 2	29,474		53,034	29,474		38,774
要介護 3	32,053		55,613	32,053		41,353
要介護 4	34,457		58,017	34,457		43,757
要介護 5	36,754		60,314	36,754		46,054

※利用者負担額軽減制度の適用を受け、市町村より発行された「介護保険負担限度額確認証」をお持ちの方は施設に提示することで食費・居住費の負担額が軽減されます。

※利用したサービス費の1割の利用者負担合計額が一定額を超えたときは申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として支給されます。負担上限額は負担段階第1・第2段階／15,000円。第3段階／24,600円。第4段階／37,200円（但し単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の方は44,400円となります）。

■その他の介護給付サービス加算

加算	加算条件		加算単位
初期加算	ご入所者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後再び入所した場合、30日間加算		30
外泊時費用	ご入所者が入院及び外泊の場合にひと月6日（月を跨いだ場合は連続の最大12日）を限度として加算。（ただし入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません）。		246
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に加算。		6
看取り介護加算	医師が終末期にあると判断したご入所者について、医師・看護職員・介護職員が共同して看取りの介護を行なった場合に加算。（45日を上限とする。退所日の翌日から死亡日までの間は算定しない。入院・外泊等中は含まないが、死亡日より45日以内であれば入院・外泊等以前も算定を行なう） 死亡日以前4～30日、31日～45日以下、死亡日の前日・前々日、死亡日により加算額が決まる。		1280・680・144.・72

（上記加算が算定された場合にも処遇改善加算の所定単位数に含まれます。その場合料金表の合計金額に変動が生じます）。

介護職員等処遇改善加算Ⅰ＝所定単位数（基本単位+加算単位）×140／1000

■入院や外泊でお部屋を空けておく際には、一日あたり下記の居室料をご負担いただきます。（負担段階は利用者負担減額認定に基づく段階を適用するもの）。

従来型個室（一人部屋）	第4段階以上 1171円　第3段階① 820円　第3段階② 820円　第2段階 420円　第1段階 320円
多床室（二人部屋）	第4段階以上 855円　第3段階①② ～ 第2段階 370円　第1段階 負担なし